

第95号議案

令和7年度新宿区一般会計補正予算（第7号）

令和7年度新宿区の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,142千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,417,896千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（特別区債の補正）

第3条 特別区債の変更は、「第3表特別区債補正」による。

令和7年11月26日 提出

新宿区長 吉住健一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
18 繰入金		千円 7,869,628	千円 380	千円 7,869,248
	1 基金繰入金	7,869,628	380	7,869,248
19 繰越金		5,024,159	70,134	5,094,293
	1 繰越金	5,024,159	70,134	5,094,293
20 諸収入		3,113,766	7,612	3,106,154
	4 受託事業収入	934,468	7,612	926,856
21 特別区債		7,399,000	29,000	7,370,000
	1 特別区債	7,399,000	29,000	7,370,000
歳 入	合 計	194,384,754	33,142	194,417,896

歳 出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
8 環境清掃費		10,224,407	70,134	10,294,541
	1 環境清掃費	10,224,407	70,134	10,294,541
9 土木費		13,256,105	59,421	13,196,684
	2 道路橋りょう費	4,336,009	59,421	4,276,588
10 教育費		20,889,329	22,429	20,911,758
	2 小学校費	7,855,936	22,429	7,878,365
歳 出 合 計		194,384,754	33,142	194,417,896

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
9 土木費			千円 140,952
	2 道路橋りょう費		140,952
		道路の改良 (工事費)	133,190
		公共下水道の整備 (工事費)	7,762
	合	計	140,952

第3表 特別区債補正

起債の目的		起債限度額	
		補正前	補正後
1	道 路 整 備	千円 221,000	千円 175,000
2	学 校 施 設 建 設	1,837,000	1,854,000
合 計		7,399,000	7,370,000

起債の方法 証券の発行又は普通貸借の方法により起債する。
 証券発行の場合における発行価格は額面100円につき98円以上とする。
 なお、証券発行の場合において発行価格が額面を下回るときは、その発行価格差額を埋めるために必要な金額を上欄の限度額に加算した金額を限度額とすることがある。

利 率 年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法 起債のときから据置期間を含め25年以内に、元利均等額、元金均等額、満期一括額のいずれかの方法で償還をする。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し繰上償還をすることもある。

備 考 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。